

8 就 労

松本公共職業安定所（ハローワーク松本）

障害者雇用の総合窓口として、障害者のための窓口が設置されています。

- 窓 松本公共職業安定所（ハローワーク松本）
（代表）27-0111 fax27-0041

公共職業訓練

障害者の就職を容易にし職業の自立を図るため、必要な技能の養成開発等の訓練を行います。

- 訓練期間 職種により3月から2年
- 訓練手当 公共職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当が支給されます。
- 窓 松本公共職業安定所（ハローワーク松本）
（代表）27-0111 fax27-0041

トライアル雇用

事業主が対象労働者を一定期間試行雇用することにより、業務遂行に当たっての適正や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用へのきっかけ作りを図ります。

- 実施期間 原則として3か月
- 窓 松本公共職業安定所（ハローワーク松本）
（代表）27-0111 fax27-0041

